

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(VII-1-3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること(施策目標Ⅵ-1-3) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること		担当 部局名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 金原 辰夫
施策の概要	【包括的支援体制の整備】 ・地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じるため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援事業を一体的に実施する。 ・地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上で困難がある者に対し、社会参加に向けた支援を実施する。 ・地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行うため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体的に実施する。 ・地域社会からの孤立が長期にわたる者等、継続的な支援を必要とする地域住民に対し、アウトリーチの手法による支援を継続的に実施する。 ・複数の支援機関等の相互連携による支援を必要とする地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下で支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を実施する。					
	【ひきこもり支援の推進】 ・支援を必要とする方が身近なところで相談し支援を受けることができるよう、基礎自治体における「ひきこもり地域支援センター」及び「ひきこもり支援ステーション」の設置を拡充する。 ※「ひきこもり地域支援センター」及び「ひきこもり支援ステーション」では、ひきこもりの状態にある本人及びその家族に対する相談支援事業及び居場所づくり事業、連絡協議会・ネットワークづくり事業等を実施。 ・国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修の充実を図るとともに、支援者支援を推進する。					
	【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】 ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」における評価指標(KPI)の結果や課題を踏まえ、令和4年3月には、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を閣議決定し、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしている。					
施策を取り巻く現状	【包括的支援体制の整備】 社会福祉法に基づき重層的支援体制整備事業が創設され、3年が経過したところ。事業を活用し、包括的な支援体制の整備を進める市町村数は年々増加している。					
	【ひきこもり支援の推進】 令和5年3月に内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、広義のひきこもり状態にある方は、50人に一人との調査結果がでており、従来の調査結果と比較して増加しており、社会的孤立の拡大が懸念される。					
	【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、すべての市町村(全1,741市町村)において権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指している。毎年、取組実績として自治体数は増加傾向にあるものの、令和5年4月1日時点で、中核機関を整備した市町村数は1,070(61.5%)、市町村計画の策定・第二期計画に基づく必要な見直しを行った市町村数は1,210(69.5%)である。なお、人口規模が1万人未満の523自治体では、中核機関の整備は260(49.7%)、市町村計画の策定は276(52.8%)となっており、人口規模が小さいほど取組が進んでいない状況にある。					
施策実現のための課題	1	・ 重層的支援体制整備事業の実施市町村数は、令和3年度は42市町村、令和4年度は134市町村、令和5年度は189市町村、令和6年度は346市町村(予定)と、着実に増加してきており、今後も更なる増加が見込まれる。地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、さらに包括的支援体制の整備を進めていく必要がある。				
	2	・ ひきこもりに至った背景については、様々な社会的要因によるものであり、ひきこもりは社会全体の課題として、支援を充実させていく必要がある。				
	3	・ 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制の整備を推進すべく、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進していく必要がある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	市町村において、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する。			地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、包括的支援体制の整備が重要であるため。	
	目標2 (課題2)	ひきこもり状態にある方やその家族を孤立させず、相談しやすい環境づくりを促進するため、ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションの設置を推進する。			ひきこもりに関する支援を必要としている方が、身近なところで安心して相談し、良質な支援を受けられるようにするために、ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションを設置し、支援体制整備を推進する必要があるため。	
	目標3 (課題3)	各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。			全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進する必要があるため。	

達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
①	重層的支援体制整備事業の実施自治体数(アウトプット)	-	-	対前年度比で増加	毎年度	-	42市町村	前年度比増	前年度比増	前年度比増	包括的な支援体制の整備を行うにあたり、重層的支援体制整備事業の実施が必要であると判断した市町村が、円滑に事業開始できるよう支援することが重要であるため。	目標値を「対前年度比で増加」とする理由 ：重層的支援体制整備事業の実施の要否は、市町村により判断されるものであり、国において実施市町村数に係る統一的な目標を設定することは困難であるため。		
						-	42市町村	134市町村	189市町村					
2	重層的支援体制整備事業のプラン策定件数(アウトカム)	-	-	9,159	令和6年度	-	-	-	1,890	9,159	重層的支援会議において、支援プランを策定する過程を通じ、介護、障害、子ども・子育て・生活困窮分野の相談窓口間の連携体制を構築・強化することが重要であるため。	令和6年度に事業を実施する市町村において、平均26程度のプラン策定を想定。		
						-	-	-	5,002					
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビュー事業番号		
(1)	重層的支援体制整備事業交付金(令和3年度)	23,190百万円	32,238百万円	54,281百万円	1,2	・重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対して、介護、障害、子育て、生活困窮といった分野ごとに行われていた従来の補助に、新たに多機関協働などの機能を強化する補助を加え、一体的に執行できる「重層的支援体制整備事業交付金」を交付。 ・具体的には、以下を行う。 ①地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じるため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援事業を一体的に実施。 ②地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上で困難がある者に対し、社会参加に向けた支援を実施。 ③地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備等を行うため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体的に実施。 ④地域社会からの孤立が長期にわたる者等、継続的な支援を必要とする地域住民に対し、アウトリーチの手法による支援を継続的に実施。 ⑤複数の支援機関等の相互連携による支援を必要とする地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下で支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を実施。						005722		
		21,682百万円	31,335百万円											
(2)	重層的支援体制整備事業への移行準備事業(令和3年度)	2,760百万円	2,760百万円	1,010百万円	1	・令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。 ・具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。						020032		
		2,334百万円	2,509百万円											
(3)	重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業(令和3年度)	133百万円 142百万円	142百万円 157百万円	155百万円	1	・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、個々の市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が行う各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援の取組に対して必要な支援を行う。						020032		
(4)	重層的支援体制構築推進人材養成事業(令和2年度)	23百万円	27百万円	30百万円	-	・地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体の担当者や相談支援包括化推進員等向けに、国主催による研修を行い、地域共生社会の推進に向けた動向や方向性について情報提供をするとともに、全国的なネットワークづくりを図ることを目的としている。 ・具体的には、国が実施主体となり、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体向けに、以下の事業を行うもの。 ① 地域共生社会の推進に向けた基本的な考え方や理念の共有 ② 全国的な取組の状況や先駆的な取組事例等の情報提供 ③ 自治体同士のつながりづくりや、取組内容(取組事例)を共有する機会の提供 等						002732		
		21百万円	17百万円											
達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
③	ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションの設置数(アウトプット)	-	-	過去2年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	-	-	167自治体	172自治体	192自治体	令和4年4月より、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充。また、ひきこもり支援ステーションを創設し、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指すため、基礎自治体での設置数を測定指標とした。	令和4年度以降、それまで都道府県・指定都市に整備してきたひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションについて、基礎自治体への設置を推奨しており、市町村におけるひきこもり支援体制整備数の増加自体が目標であるため。		
						-	-	172自治体	192自治体					
4	ひきこもり地域支援センター等による居場所の設置数(アウトプット)	-	-	過去2年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	-	-	-	708自治体	715自治体	当事者やその家族が、地域で孤立しないよう社会とつながり続けることができ、自己肯定感が高められる居場所づくりを目指すため、自治体での設置数を測定指標とした。	ひきこもり支援における居場所づくりについて、各自治体への設置を推奨しており、各自治体における居場所設置数の増加自体が目標であるため。		
						-	681自治体	708自治体	715自治体					
5	ひきこもり地域支援センター等によるひきこもり支援従事者養成研修の実施数(アウトプット)	-	-	過去2年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	-	-	-	78自治体	78自治体	全国において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、ひきこもり地域支援センター等において、自治体職員やひきこもり地域支援センター職員だけでなく、関係機関職員、地域関係者等のひきこもり支援に携わる方を対象にひきこもり支援者養成研修を実施しているため、研修を実施している自治体数を測定指標とした。	全国におけるひきこもり支援者養成研修において、ひきこもり地域支援センター等を設置している各自治体での研修を推奨しており、研修を実施している自治体数の増加自体が目標であるため。		
						-	148自治体(全自治体対象)	78自治体(センター等実施自治体対象)	76自治体(センター等実施自治体対象)					

達成手段2 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(5)	ひきこもり支援推進事業 (平成30年度)	1,759百万円	1,605百万円	1,607百万円	3.4	・ひきこもり当事者やその家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を推進する。	002717					
		966百万円	1,142百万円			・より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築することで、相談しやすい環境づくり、孤立しない居場所づくりに寄与するもの。						
(6)	ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信の実施 (令和3年度)	148百万円	125百万円	125百万円	3.4	・ひきこもりに関する理解促進のため、イベントや広報等を支援団体等と協力し、集中的な情報発信活動を実施する。具体的には、多くの方の注目を集めてひきこもりに関する情報を発信するシンポジウムやひきこもり支援者の情報共有・研修を行うサミットの開催、ひきこもり支援ポータルサイトの運営などによる普及啓発・情報発信を予定。	001986					
		120百万円	123百万円			・ひきこもりへの理解促進を図るとともに、支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進することに寄与するもの。						
(7)	ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修 (令和4年度)	15百万円	22百万円	22百万円	5	・ひきこもりに関する支援を必要としている方が、身近なところで安心して相談し、良質な支援を受けるためには、支援に携わる職員が、ひきこもり当事者とその家族の心情を理解した上で寄り添った支援を行うことが求められる。多様で複合的な課題をもつひきこもり当事者とその家族を地域で孤立させないよう、支援が適切に行える人材を養成し、ひきこもり支援の内容や質の向上を目指す。また、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供を通じ、支援者をフォローアップする。	003087					
		11百万円	15百万円									
(8)	ひきこもり支援者支援事業 (令和5年度)	－	13百万円	13百万円	－	・ひきこもり支援の長期化により、支援者自身が疲弊し、大きなダメージを受けるといった課題もある。支援者支援を推進することを目的に、オンラインなどを活用し、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする仕組みを設ける。	006985					
		－	12百万円			・より多くのひきこもり支援者がオンラインによるコミュニケーションツールを利用し、悩みなどを共有することで、ひきこもり支援者の負担軽減や課題解決に寄与するもの。						
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○6	中核機関を整備した市町村数 (アウトプット) ※令和2年度までの実績値には、権利擁護センター等を含む数値を記載した。	－	－	1,741市町村	令和6年度	前年度 (589市町村) 以上	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。 また、第二期計画では、中核機関は権利擁護センターを含まないものとしている。
						678市町村 (R2.10.1 時点)	935市町村 (R4.4.1時 点)	1,070市町村 (R5.4.1時 点)	集計中 (令和7年 3月頃公表 予定)			
7	意思決定支援研修を実施している都道府県の数 (アウトプット) ※令和2年度までの実績値には、後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数に記載した。	－	－	47都道府県	令和6年度	－	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	同上	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。 第二期計画では、都道府県が実施主体として意思決定支援研修を実施するものとしている。
						15都道府県	16都道府県	22都道府県	集計中 (令和7年 3月頃公表 予定)			
8	コーディネート機能の強化に取り組む中核機関の数の増加 (アウトカム)	－	－	権利擁護支援チームの自立支援に取り組む中核機関の設置市町村数	毎年度	－	－	710市町村	790市町村	950市町村	・令和4年3月に閣議決定した第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各市区町村において令和6年度までを目的として実施体制の整備を進めることとしており、市区町村の職員や中核機関として位置付けられた機関の職員等を対象とした研修を実施している。 ・研修プログラムの受講を通じて、中核機関の職務に従事する職員や市区町村職員、都道府県職員等の資質向上が、中核機関のコーディネート機能強化に寄与と考えられることから、コーディネート機能の強化に取り組む中核機関の数の増加をアウトカムとして設定している。	中核機関を整備した市町村数の増加と連動して、当該項目の数値も増加することを見込んで設定した。
						－	667市町村 (令和4年4月1日時点)	803市町村 (令和5年4月1日時点)	集計中 (令和7年3月頃公表予定)			
9	協議会を設置した都道府県数 (アウトプット)	－	－	47都道府県	令和6年度	－	－	47都道府県	47都道府県	47都道府県	本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。
						－	19都道府県	35都道府県	集計中 (令和7年3月頃公表予定)			

(参考指標)				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由			
10	成年後見制度利用者数			224,442人	232,287人	239,933人	245,087人	249,484人	成年後見制度の利用は、本人に必要な支援の内容や程度、本人を支えている人たちの状況など、本人についての様々な状況により個々に判断すべきものであり、同制度の潜在的な需要を推計することはできないため、充足率を指標とすることは不適当である。 しかし、同制度が、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度であることから、同制度利用者数、認知症高齢者数、知的障害者数、精神障害者数の実績値を記載することは、制度の利用状況を把握する上で参考となるため、参考指標としている。			
	認知症高齢者数			－	602万人 （推計値）	602万人 （推計値）	602万人 （推計値）					
	知的障害者（在宅者）数			96.2万人 （推計値）	96.2万人 （推計値）	96.2万人 （推計値）	96.2万人 （推計値）					
	精神障害者（外来患者）数			389.1万人 （推計値）	389.1万人 （推計値）	389.1万人 （推計値）	586.1万人 （推計値）					
達成手段3 （開始年度）		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				令和6年度行政事業レビュー事業番号		
(9)	成年後見制度利用促進体制整備推進事業 （令和元年度）	319百万円 308百万円	402百万円 361百万円	780百万円	6	・ 中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、都道府県による広域的な体制整備を推進するための取組や、中核機関の立ち上げや先駆的取組、市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助を行う。 ・ 中核機関の整備や市町村計画の策定が推進され、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。				006916		
(10)	成年後見制度利用促進体制整備研修事業 （令和元年度）	60百万円 54百万円	60百万円 43百万円	54百万円	7, 8	・ 中核機関及び市町村職員等に対する研修について実施する。 ・ 中核機関や市区町村職員の人的体制整備を図ることにより、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。				002725		
(11)	後見人等への意思決定支援研修 （令和3年度をもって事業終了）				7	・ 後見人等に対する意思決定支援研修を全国的に実施する。 ・ 意思決定支援研修を通じて、後見人等による「意思決定支援」や「身上保護」を重視した支援が全国的に推進されることにより、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善に資する。						
(12)	任意後見・補助・保佐等の広報・相談 （令和2年度）	123百万円 106百万円	123百万円 105百万円	106百万円	6	・ 任意後見や補助・保佐等の全国的な広報や、全国の相談体制の整備を推進する「任意後見・補助・保佐等広報・相談体制整備事業」を実施する。 ・ これにより、任意後見・補助・保佐等の成年後見制度の利用の促進に資する。				002731		
(13)	成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業（令和4年度 名称変更。令和3年度までは、「成年後見制度利用促進への影響等現状調査及び支援ニーズ推計等事業」として実施）	11百万円 10百万円	25百万円 22百万円	25百万円	-	・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和4年度から実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実践事例の把握や分析等を行うことにより、成年後見制度以外の権利擁護支援策の制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進めることを目的とする。 ・ 第二期計画における「成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実」するための制度設計において、より効果的な権利擁護支援策の事業化・制度化に資する。				002892		
施策の予算額（千円）		令和4年度 3,676,096,160			令和5年度 2,938,245,936			令和6年度 2,935,214,148			政策評価実施予定 時期	令和8年度
施策の執行額（千円）		3,162,892,614			2,846,070,197							
施策に関係する内閣の重要施策 （施政方針演説等のうち主なもの）		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分（概要・記載箇所）			
		第21回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明					令和6年3月8日		・地域共生社会の実現に向け、複数の生活課題を抱えている方々や地域社会から孤立している方々など、様々な支援ニーズに対応していくため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。 ・成年後見制度の利用促進に向けて、関係省庁と連携し、第二期基本計画の着実な実施に取り組みます。			